

「用地調査等業務費積算基準」(新旧対照表)

凡例：赤下線は、今回改正を示す

新・改正 (R03.7.1)	旧・現行 (R02.7.1施行)
<p style="text-align: center;"><b>用地調査等業務費積算基準</b></p> <p style="text-align: right;">平成25年6月27日 用第33号県土整備局事業管理部用地課長通知</p> <p style="text-align: right;">                     &lt;沿革&gt;平成27年4月24日用第8号改正                      &lt;沿革&gt;平成27年9月11日用第41号改正                      &lt;沿革&gt;平成28年6月17日用第29号改正                      &lt;沿革&gt;平成29年5月1日用第3号改正                      &lt;沿革&gt;平成29年6月23日用第13号改正                      &lt;沿革&gt;平成30年6月29日用第1199号改正                      &lt;沿革&gt;令和元年6月28日用第1225号改正                      &lt;沿革&gt;令和2年6月30日用第1183号改正  <u>&lt;沿革&gt;令和3年6月25日用第1152号改正</u> </p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章</b></p> <p><b>第 1 適用範囲</b></p> <p>1 この用地調査等業務費積算基準(以下「用地積算基準」という。)第1章は、県土整備局が施行する事業(住宅事業は除く。)に必要な土地等の取得等に伴う建物、工作物等(以下「建物等」という。)の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務(以下「用地調査等」という。)である次の項に掲げるものを別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。</p> <p>2 用地調査等第1章の業務範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第4 共通</p> <p>(2) 第5 権利調査(墓地管理者等の調査)</p> <p>(3) 第6 建物等の調査</p> <p>(4) 第7 営業その他の調査</p> <p>(5) 第8 予備調査</p> <p>(6) 第9 移転工法案の検討</p> <p>(7) 第10 事業認定申請図書等の作成</p> <p>(8) 第11 再算定業務</p> <p>(9) 第12 補償説明</p> <p>(10) 第13 消費税等調査</p> <p>3 この用地積算基準により難い特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うことができるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>用地調査等業務費積算基準</b></p> <p style="text-align: right;">平成25年6月27日 用第33号県土整備局事業管理部用地課長通知</p> <p style="text-align: right;">                     &lt;沿革&gt;平成27年4月24日用第8号改正                      &lt;沿革&gt;平成27年9月11日用第41号改正                      &lt;沿革&gt;平成28年6月17日用第29号改正                      &lt;沿革&gt;平成29年5月1日用第3号改正                      &lt;沿革&gt;平成29年6月23日用第13号改正                      &lt;沿革&gt;平成30年6月29日用第1199号改正                      &lt;沿革&gt;令和元年6月28日用第1225号改正                      &lt;沿革&gt;令和2年6月30日用第1183号改正                 </p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章</b></p> <p><b>第 1 適用範囲</b></p> <p>1 この用地調査等業務費積算基準(以下「用地積算基準」という。)第1章は、県土整備局が施行する事業(住宅事業は除く。)に必要な土地等の取得等に伴う建物、工作物等(以下「建物等」という。)の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務(以下「用地調査等」という。)である次の項に掲げるものを別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。</p> <p>2 用地調査等第1章の業務範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第4 共通</p> <p>(2) 第5 権利調査(墓地管理者等の調査)</p> <p>(3) 第6 建物等の調査</p> <p>(4) 第7 営業その他の調査</p> <p>(5) 第8 予備調査</p> <p>(6) 第9 移転工法案の検討</p> <p>(7) 第10 事業認定申請図書等の作成</p> <p>(8) 第11 再算定業務</p> <p>(9) 第12 補償説明</p> <p>(10) 第13 消費税等調査</p> <p>3 この用地積算基準により難い特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うことができるものとする。</p>

### 第3 業務費の内容及び積算

この用地積算基準第1章の業務費の内容及び構成は、原則として、次によるものとする。

#### 1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。

##### (1) 直接人件費

イ 直接人件費は、用地調査等業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、原則として、神奈川県が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。

##### ロ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。

なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難い場合においては、見積を徴収するものとする。

(例示) 木造建物A（表6-5）の場合

職 種	(基準値)	補正率	(補正值)
	規模		規模
	70㎡以上 130㎡未満		200㎡以上 300㎡未満
技師 A	0.51人	1.80	0.91人
技師 B	1.55人	1.80	2.79人
技師 C	1.10人	1.80	1.98人
技師 D	0.12人	1.80	0.21人

注 補正率は、表6-6 で定める率である。

##### (2) 直接経費

##### イ 材料費等

材料費等は、用地調査等業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次の式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

$$\text{材料費等} = \text{直接人件費} \times 7\text{パーセント}$$

##### ロ 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、ロー1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、ロー2を原則適用する。ただし、現地条件等によりロー1、ロー2によりがたい場合は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3（以下「1-3-3」という。）を適用する。

### 第3 業務費の内容及び積算

この用地積算基準第1章の業務費の内容及び構成は、原則として、次によるものとする。

#### 1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。

##### (1) 直接人件費

イ 直接人件費は、用地調査等業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、原則として、神奈川県が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。

##### ロ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。

なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難い場合においては、見積を徴収するものとする。

(例示) 木造建物A（表6-5）の場合

職 種	(基準値)	補正率	(補正值)
	規模		規模
	70㎡以上 130㎡未満		200㎡以上 300㎡未満
技師 A	0.51人	1.80	0.91人
技師 B	1.55人	1.80	2.79人
技師 C	1.10人	1.80	1.98人
技師 D	0.12人	1.80	0.21人

注 補正率は、表6-6 で定める率である。

##### (2) 直接経費

##### イ 材料費等

材料費等は、用地調査等業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次の式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

$$\text{材料費等} = \text{直接人件費} \times 7\text{パーセント}$$

##### ロ 旅費交通費

旅費交通費は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3旅費交通費を適用する。

なお、直接人件費に乗じる率については、別途、特記仕様書で定めることとする。

ロー1 旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務の場合)

用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。  
往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。  
同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

<u>区 分</u>	<u>旅費交通費</u>
<u>用地調査等業務</u>	<u>直接人件費の1.91パーセント</u>

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車(ライトバン)運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

ロー2 旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴う業務の場合)

1) 旅費の率を用いた積算

用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。  
往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。  
同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

<u>区 分</u>	<u>旅費交通費</u>
<u>用地調査等業務</u>	<u>直接人件費の2.29パーセント</u>

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車(ライトバン)運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

2) 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算

用地調査等業務については、定められた係数(下記表を参照)に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。  
往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。  
同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

<u>区 分</u>	<u>日当・宿泊料(千円)</u>
<u>用地調査等業務</u>	<u>6.1X</u>

X：延べ宿泊日数及び滞在日数(休日補正日数は除く)

3) 往復旅行時間にかかる直接人件費

往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記1)、2)には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、1-3-3に基づく。  
なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

ハ 作業費

用地調査等業務を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積を徴収するものとする。

2 その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

4 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

業務委託料 = (業務価格) + (消費税等相当額) = [ { (直接人件費) + (直接経費) + (その他原価) } + (一般管理費等) ] × { 1 + (消費税等税率) }

(2) 各構成要素の算定

イ 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

ロ 直接経費

直接経費は、第3 1 (2) の各項目について必要額を積算するものとする。

第3 1 (2) の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

ハ その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

(その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α)

ただし、αは業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

ニ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

(一般管理費等) = (業務原価) × β / (1 - β)

ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

ホ 消費税等相当額

ハ 作業費

用地調査等業務を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積を徴収するものとする。

2 その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

4 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

業務委託料 = (業務価格) + (消費税等相当額) = [ { (直接人件費) + (直接経費) + (その他原価) } + (一般管理費等) ] × { 1 + (消費税等税率) }

(2) 各構成要素の算定

イ 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

ロ 直接経費

直接経費は、第3 1 (2) の各項目について必要額を積算するものとする。

第3 1 (2) の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

ハ その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

(その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α)

ただし、αは業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

ニ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

(一般管理費等) = (業務原価) × β / (1 - β)

ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

ホ 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。  
 消費税等相当額 = [ { (直接人件費) + (直接経費) + (その他原価) }  
 + (一般管理費等) ] × (消費税等税率)

## 5 履行期間の算定

用地調査等の履行(調査)期間は、次によるものとする。

- (1) 第6建物等の調査以外の用地調査等にあつては、各々の業務内容、規模、地域の実情等を考慮して適正な履行(調査)期間を定めるものとする。
- (2) 第6建物等の調査は、(式1)で算出した日数を標準とし、調査対象となる区域の実情等を判断して適正な履行(調査)期間を定めるものとする。なお、第6建物等の調査以外の調査を併せて委託するときは、上記(1)で判断した期間を加算するものとする。

ただし、建物が複数棟ある場合や大規模工場等の場合で、かつ、権利者との対応等の事由によって早期に成果物を必要と認められる場合には、(式2)によって標準日数を算出することができるものとする。

$$(式1) \text{ 履行(調査)期間(日)} = [A + (B \times C)] \times 1.4 + \text{加算}$$

注 A = 準備打合せ、現地立入り確認、成果物検査等に要する日数として7日を標準とする。

B = 調査対象となる建物の棟数

C = 建物1棟の調査、図面作成等及び積算に要する日数として4日(2班編成の場合は2日)を標準とする。

$$(式2) \text{ 履行(調査)期間(日)} = [A + \left( \frac{B \times C}{2 \text{ 班編成}} \right)] \times 1.4 + \text{加算}$$

注 A、B及びCは(式1)と同様とする。

- (3) 第7営業その他の調査を第6建物等の調査と併せて行う場合は、上記(2)で算出する履行(調査)期間に含ませるものとする。

ただし、営業その他の調査を単独で行う場合と比較し、いずれか多い日数を採用する。

- (4) 第6建物等の調査につき業務が含まれる場合は、その日数を加算するものとする。

イ 法令適合性調査を併せて行う場合は、3日を加算する。

ロ 建物の残地移転要件の該当性の検討を併せて行う場合は、2日を加算する。

ハ 照応建物の設計案の作成等を併せて行う場合は、案1件につき2日を加算する。

- (5) その他

イ 履行(調査)期間(日数)は、5日刻みとし、最低20日とする。

ただし、履行(調査)期間には土曜、日曜、国民の祝日、年末年始(12/29~1/3)、夏期休暇(8/14~8/16)等は含まないものとする。

ロ 建物等の調査とは、建物、機械設備、生産設備、附帯工作物、立竹木、庭園及び墳墓等の調査及び算定をいう。

ハ 営業その他の調査とは、営業、仮営業所設置工事費用、居住者及び動産に関する調査及び算定をいう。

ニ 調査対象が特に大規模なもの、調査に困難性が伴うものなど上記によりがたい場合は規模、地域の実情等を考慮して適正な期間を定めることができる。

ホ 完了日前に成果物の仮提出を求める場合は、仮提出期間を加算する。

ハ 本業務が、別途発注される用地調査点検等技術業務の対象となる場合は、仮提出日から点検・調製確認に要する期間として、建物を含む場合は15日程度、建物を含まない場合は10日程度を加算する。なお、点検・確認に要する期間

消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。  
 消費税等相当額 = [ { (直接人件費) + (直接経費) + (その他原価) }  
 + (一般管理費等) ] × (消費税等税率)

## 5 履行期間の算定

用地調査等の履行(調査)期間は、次によるものとする。

- (1) 第6建物等の調査以外の用地調査等にあつては、各々の業務内容、規模、地域の実情等を考慮して適正な履行(調査)期間を定めるものとする。
- (2) 第6建物等の調査は、(式1)で算出した日数を標準とし、調査対象となる区域の実情等を判断して適正な履行(調査)期間を定めるものとする。なお、第6建物等の調査以外の調査を併せて委託するときは、上記(1)で判断した期間を加算するものとする。

ただし、建物数等が30棟以上で、かつ、権利者との対応等の事由によって早期に成果物を必要と認められる場合には、(式2)によって標準日数を算出することができるものとする。

$$(式1) \text{ 履行(調査)期間(日)} = [A + (B \times C)] \times 1.4 + \text{加算}$$

注 A = 準備打合せ、現地立入り確認、成果物検査等に要する日数として7日を標準とする。

B = 調査対象となる建物の棟数

C = 建物1棟の調査、図面作成等及び積算に要する日数として4日(2班編成の場合は2日)を標準とする。

$$(式2) \text{ 履行(調査)期間(日)} = [A + \left( \frac{B \times C}{2 \text{ 班編成}} \right)] \times 1.4 + \text{加算}$$

注 A、B及びCは(式1)と同様とする。

- (3) 第7営業その他の調査を第6建物等の調査と併せて行う場合は、上記(2)で算出する履行(調査)期間に含ませるものとする。

ただし、営業その他の調査を単独で行う場合と比較し、いずれか多い日数を採用する。

- (4) 第6建物等の調査につき業務が含まれる場合は、その日数を加算するものとする。

イ 法令適合性調査を併せて行う場合は、3日を加算する。

ロ 建物の残地移転要件の該当性の検討を併せて行う場合は、2日を加算する。

ハ 照応建物の設計案の作成等を併せて行う場合は、案1件につき2日を加算する。

- (5) その他

イ 履行(調査)期間(日数)は、5日刻みとし、最低20日とする。

ただし、履行(調査)期間には土曜、日曜、国民の祝日、年末年始(12/29~1/3)、夏期休暇(8/14~8/16)等は含まないものとする。

ロ 建物等の調査とは、建物、機械設備、生産設備、附帯工作物、立竹木、庭園及び墳墓等の調査及び算定をいう。

ハ 営業その他の調査とは、営業、仮営業所設置工事費用、居住者及び動産に関する調査及び算定をいう。

ニ 調査対象が特に大規模なもの、調査に困難性が伴うものなど上記によりがたい場合は規模、地域の実情等を考慮して適正な期間を定めることができる。

ホ 本業務が、別途発注される用地調査点検等技術業務の対象となる場合は、仮提出日から点検・調製確認に要する期間として、建物を含む場合は15日程度、建物を含まない場合は10日程度を加算する。なお、点検・確認に要する期間

は、調査内容を踏まえ実情に応じて増減できるものとする。  
ト その他業務履行上必要な日数については、別途加算するものとする。

第6 建物等の調査

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じて施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-13によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-14により行うものとする。

表6-13

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査 (1)	木造建物（建築基準法第61条に該当する建築物）
法令適合性調査 (2)	木造建物（建築基準法第35条、第61条に該当する建築物）
法令適合性調査 (3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

表6-14

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
法令適合性調 (1) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06人	
			技師 B	—	0.43	0.18	0.61人	
			技師 C	—	0.43	—	0.43人	
法令適合性調査 (2) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06人	
			技師 B	—	1.18	0.43	1.61人	
			技師 C	—	1.12	—	1.12人	
法令適合性調査 (3) 木造建物・非木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06人	
			技師 B	—	0.75	0.31	1.06人	
			技師 C	—	0.68	—	0.68人	

6 工作物の調査

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいう。

イ 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表6-23によるものとする。

は、調査内容を踏まえ実情に応じて増減できるものとする。  
△ その他業務履行上必要な日数については、別途加算するものとする。

第6 建物等の調査

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域内の建築物）及び第62条（準防火地域内の建築物）とし、必要に応じて施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-13によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-14により行うものとする。

表6-13

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査 (1)	木造建物（建築基準法第61条 <u>及び第62条</u> に該当する建築物）
法令適合性調査 (2)	木造建物（建築基準法第35条、第61条 <u>及び第62条</u> に該当する建築物）
法令適合性調査 (3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

表6-14

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
法令適合性調 (1) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06人	
			技師 B	—	0.43	0.18	0.61人	
			技師 C	—	0.43	—	0.43人	
法令適合性調査 (2) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06人	
			技師 B	—	1.18	0.43	1.61人	
			技師 C	—	1.12	—	1.12人	
法令適合性調査 (3) 木造建物・非木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06人	
			技師 B	—	0.75	0.31	1.06人	
			技師 C	—	0.68	—	0.68人	

6 工作物の調査

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいう。また、同時に4建物の調査を行わない場合には、建物外部の建築設備及び附随工作物を含むものとする。

これらの調査区分は、表6-23によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-24により行うものとする。

ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-23

区分	判断基準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等（単独で支障となる場合の建築設備を含む）

注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

ロ 附帯工作物(敷地内の立竹木を含む。)の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-24により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-24

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
住宅敷地C	戸	敷地面積	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64人	

表6-23

区分	判断基準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等（単独で支障となる場合の建築設備を含む）

注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表6-24

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
住宅敷地C	戸	敷地面積	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64人	

		200㎡以上 600㎡未満	技師 B 技師 C 技師 D	0.47 0.47 —	— 2.06 —	0.61 0.45 0.07	1.08人 2.98人 0.07人
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.65 0.65 0.65 —	0.09 — 2.79 —	0.07 0.88 0.77 0.07	0.81人 1.53人 4.21人 0.07人
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.91 0.91 0.91 —	0.19 — 3.90 —	0.13 1.11 1.01 0.13	1.23人 2.02人 5.82人 0.13人
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.41 0.41 0.41 —	0.23 — 2.30 —	0.22 0.83 0.42 0.18	0.86人 1.24人 3.13人 0.18人
独立工作物	箇所	—	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.13 0.13 0.13 —	0.12 — 0.61 —	0.12 <u>0.21</u> <u>0.20</u> 0.15	0.37人 <u>0.34</u> 人 <u>0.94</u> 人 0.15人

		200㎡以上 600㎡未満	技師 B 技師 C 技師 D	0.47 0.47 —	— 2.06 —	0.61 0.45 0.07	1.08人 2.98人 0.07人
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.65 0.65 0.65 —	0.09 — 2.79 —	0.07 0.88 0.77 0.07	0.81人 1.53人 4.21人 0.07人
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.91 0.91 0.91 —	0.19 — 3.90 —	0.13 1.11 1.01 0.13	1.23人 2.02人 5.82人 0.13人
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.41 0.41 0.41 —	0.23 — 2.30 —	0.22 0.83 0.42 0.18	0.86人 1.24人 3.13人 0.18人
独立工作物	箇所	—	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.13 0.13 0.13 —	0.12 — 0.61 —	0.12 <u>0.30</u> <u>0.09</u> 0.15	0.37人 <u>0.43</u> 人 <u>0.83</u> 人 0.15人

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-25の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-25

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-25の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-25

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000 m <sup>2</sup> 以上 12,000 m <sup>2</sup> 未満	12,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000 m <sup>2</sup> 以上 28,000 m <sup>2</sup> 未満
5.70	7.80	10.40

8,000 m <sup>2</sup> 以上 12,000 m <sup>2</sup> 未満	12,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000 m <sup>2</sup> 以上 28,000 m <sup>2</sup> 未満
5.70	7.80	10.40

ハ、独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-26によって行うものとする。

表6-26

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
独立工作物の見積	箇所	技師 A	—	0.09	0.35	0.44人	
		技師 C	—	0.22	—	0.22人	

注1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては1箇所当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表6-27の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-28により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表6-27の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表6-27

区分	判断基準
庭木等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木(針葉樹及び広葉樹)、株物、玉物、生垣、特殊樹(観賞用竹を含む)をいう。</p> <p>① 高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区別が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p>

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表6-26の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-27により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表6-26の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表6-26

区分	判断基準
庭木等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木(針葉樹及び広葉樹)、株物、玉物、生垣、特殊樹(観賞用竹を含む)をいう。</p> <p>① 高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区別が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p>

	<p>② 株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>③ 玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>④ 生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものを用いる。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものを用いる。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保持するために植栽されている立木を用いる。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系を用いる。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものを用いる、自然発生のものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものを用いる、自然発生のものを除く。</p> <p>E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝を用いる。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類を用いる、自然発生のものを除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類を用いる、自然発生のものを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年性植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)を用いる、自然発生のものを除く。</p> <p>G その他 観賞等を目的として、植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年性植物を用いる、自然発生のものを除く。</p>				<p>② 株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>③ 玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>④ 生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものを用いる。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものを用いる。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保持するために植栽されている立木を用いる。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系を用いる。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものを用いる、自然発生のものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものを用いる、自然発生のものを除く。</p> <p>E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝を用いる。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類を用いる、自然発生のものを除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類を用いる、自然発生のものを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年性植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)を用いる、自然発生のものを除く。</p> <p>G その他 観賞等を目的として、植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年性植物を用いる、自然発生のものを除く。</p>	
用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものを用いる。		用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものを用いる。		
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものを用いる。		薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものを用いる。		

収穫樹	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。</p> <p>① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。</p> <p>② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>
竹林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

表 6-28

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
用材林	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88人	
			技師 D	0.23	—	0.15	0.38人	
薪炭林	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.06	0.06人	
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35人	
			技師 D	0.36	—	0.15	0.51人	
収穫樹	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	釣り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63人	
			技師 D	0.34	—	0.21	0.55人	
竹林	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75人	
			技師 D	0.14	—	0.14	0.28人	
苗木	1,000㎡	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58人	囲障等の調査

収穫樹	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。</p> <p>① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。</p> <p>② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>
竹林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

表 6-27

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
用材林	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88人	
			技師 D	0.23	—	0.15	0.38人	
薪炭林	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.06	0.06人	
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35人	
			技師 D	0.36	—	0.15	0.51人	
収穫樹	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	釣り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63人	
			技師 D	0.34	—	0.21	0.55人	
竹林	1,000㎡	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75人	
			技師 D	0.14	—	0.14	0.28人	
苗木	1,000㎡	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58人	囲障等の調査

(植木畑)			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39人	及び算定を含む。
			技師 D	0.50	—	0.06	0.56人	

注 調査区域の地形等によって表6-29の補正を行うものとする。

表 6-29

地 形	判 断 基 準	補 正 率
平 坦 地	平坦な土地	1.00
丘 陵 地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾 斜 地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね30° 以上）	1.40

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表6-30によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-31により行うものとする。

表 6-30

区 分	判 断 基 準
庭 園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの
庭 園 B	上記A以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等にあって庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの
庭 園 C	上記A及びB以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの。

表 6-31

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
庭 園 A	箇 所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
庭 園 B	箇 所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12人	

(植木畑)			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39人	及び算定を含む。
			技師 D	0.50	—	0.06	0.56人	

注 調査区域の地形等によって表6-28の補正を行うものとする。

表 6-28

地 形	判 断 基 準	補 正 率
平 坦 地	平坦な土地	1.00
丘 陵 地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾 斜 地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね30° 以上）	1.40

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表6-29によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-30により行うものとする。

表 6-29

区 分	判 断 基 準
庭 園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの
庭 園 B	上記A以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等にあって庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの
庭 園 C	上記A及びB以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの。

表 6-30

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
庭 園 A	箇 所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
庭 園 B	箇 所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12人	

			技師 D	—	—	0.12	0.12人
庭園 C	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63人
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78人
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53人
			技師 D	—	—	0.12	0.12人

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-32の補正率表を適用するものとする。

注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表 6-32

設備の延べ 面積	面積				
	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.90

2,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 14,000㎡未満
5.20	8.70	12.00

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに附随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表6-33によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6-34により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表 6-33

区 分		判 断 基 準
寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3～4㎡程度のもの (10㎡当たり3画地程度)
	墳墓B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5～2㎡程度のもの (10㎡当たり5画地程度)

			技師 D	—	—	0.12	0.12人
庭園 C	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63人
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78人
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53人
			技師 D	—	—	0.12	0.12人

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-31の補正率表を適用するものとする。

注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表 6-31

設備の延べ 面積	面積				
	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.90

2,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 14,000㎡未満
5.20	8.70	12.00

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに附随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表6-32によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6-33により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表 6-32

区 分		判 断 基 準
寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3～4㎡程度のもの (10㎡当たり3画地程度)
	墳墓B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5～2㎡程度のもの (10㎡当たり5画地程度)

	墳墓C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの (10㎡当たり7画地程度)
上記以外の墳墓	墳墓D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基～5基程度あるもの
	墳墓E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの

表 6-34

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
墳 墓 A	10 m <sup>2</sup>	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30人	
			技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76人	
			技師 C	0.16	0.17	—	0.33人	
			技師 D	—	—	0.16	0.16人	
墳 墓 B	10 m <sup>2</sup>	5画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39人	
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27人	
			技師 C	0.25	0.17	—	0.42人	
			技師 D	—	—	0.27	0.27人	
墳 墓 C	10 m <sup>2</sup>	7画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師 C	0.36	0.21	—	0.57人	
			技師 D	—	—	0.38	0.38人	
墳 墓 D	10 m <sup>2</sup>	3～5基 (画地) 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35人	
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03人	
			技師 C	0.21	0.21	—	0.42人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22人	
墳 墓 E	10 m <sup>2</sup>	7基 (画地)	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人	

	墳墓C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの (10㎡当たり7画地程度)
上記以外の墳墓	墳墓D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基～5基程度あるもの
	墳墓E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの

表 6-33

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
墳 墓 A	10 m <sup>2</sup>	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30人	
			技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76人	
			技師 C	0.16	0.17	—	0.33人	
			技師 D	—	—	0.16	0.16人	
墳 墓 B	10 m <sup>2</sup>	5画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39人	
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27人	
			技師 C	0.25	0.17	—	0.42人	
			技師 D	—	—	0.27	0.27人	
墳 墓 C	10 m <sup>2</sup>	7画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師 C	0.36	0.21	—	0.57人	
			技師 D	—	—	0.38	0.38人	
墳 墓 D	10 m <sup>2</sup>	3～5基 (画地) 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35人	
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03人	
			技師 C	0.21	0.21	—	0.42人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22人	
墳 墓 E	10 m <sup>2</sup>	7基 (画地)	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人	

		程度	技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師 C	0.36	0.26	—	0.62人	
			技師 D	—	—	0.38	0.38人	

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、第5権利調査（墓地管理者等の調査）で行うものとする。

### 7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討が必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-35により行うものとする。

表 6-35

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	—	0.65人	
		技師 B	0.24	0.32	—	0.56人	
		技師 C	0.24	0.67	—	0.91人	
		技師 D	—	0.19	—	0.19人	

注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表9-6を加算することができるものとする。

### 8 照応建物の設計案の作成等

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物計画案に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う）ものである。

#### (1) 建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-36により行うものとする。

表 6-36

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		

		程度	技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師 C	0.36	0.26	—	0.62人	
			技師 D	—	—	0.38	0.38人	

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、第5権利調査（墓地管理者等の調査）で行うものとする。

### 7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討が必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-34により行うものとする。

表 6-34

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	—	0.65人	
		技師 B	0.24	0.32	—	0.56人	
		技師 C	0.24	0.67	—	0.91人	
		技師 D	—	0.19	—	0.19人	

注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表9-6を加算することができるものとする。

### 8 照応建物の設計案の作成等

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物計画案に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-35により行うものである。

#### (3) 建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-35により行うものとする。

表 6-35

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		

建物計画案の策定	計画案	技師 A	—	0.13	—	0.13人	
	1案あたり	技師 B	—	0.37	—	0.37人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表6-36を適用するものとする。

(2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表6-37により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表 6-37

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
照応建物の設計案の作成	設計案 1案 当たり	技師 A	—	0.06	0.14	0.20人	
		技師 B	—	0.72	0.46	1.18人	
		技師 C	—	0.41	—	0.41人	
		技師 D	—	—	0.10	0.10人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

9 その他

次の見積徴収に要する直接人件費の積算は、表6-38により行うものとする。

(1) 曳家等 図面等・算定の見積とは、残地において曳家工法による建物の再現が可能であり、経済的検討を行うために必要がある場合、または曳家工法によることが妥当と判断され、非木造建物であることなどから専門業者から見積を徴収し補償額を算定する場合

(2) 特殊なプレハブ造等 図面等・算定の見積とは、特殊なプレハブ造建物等であるが見積が概算であるため、見積の妥当性を検証するために、見積以外の算定方法で「第6 4 建物調査」により建物の調査及び算定を行う場合（専門メーカーの見積を徴収し算定する費用）

(3) 建築仕上塗材 石綿分析調査費用の見積とは、建築用仕上塗材に石綿が含有されている可能性があるため、専門分析機関から見積を徴収し、石綿含有の有無を特定する場合

(4) 建築仕上塗材 石綿除去処分費用の見積とは、建築用仕上塗材に石綿が含有されていることが明らかであることから、適切な除去処分方法による石綿除去処分費用を専門業者から徴収し、解体工事に加算して補償額を算定する場合

表 6-38

建物計画案の策定	計画案	技師 A	—	0.13	—	0.13人	
	1案あたり	技師 B	—	0.37	—	0.37人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表6-35を適用するものとする。

(4) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表6-36により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表 6-36

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
照応建物の設計案の作成	設計案 1案 当たり	技師 A	—	0.06	0.14	0.20人	
		技師 B	—	0.72	0.46	1.18人	
		技師 C	—	0.41	—	0.41人	
		技師 D	—	—	0.10	0.10人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

9 その他

次の見積徴収に要する直接人件費の積算は、表6-37により行うものとする。

(1) 曳家等 図面等・算定の見積とは、残地において曳家工法による建物の再現が可能であり、経済的検討を行うために必要がある場合、または曳家工法によることが妥当と判断され、非木造建物であることなどから専門業者から見積を徴収し補償額を算定する場合

(2) 建築仕上塗材 石綿分析調査費用の見積とは、建築用仕上塗材に石綿が含有されている可能性があるため、専門分析機関から見積を徴収し、石綿含有の有無を特定する場合

(3) 建築仕上塗材 石綿除去処分費用の見積とは、建築用仕上塗材に石綿が含有されていることが明らかであることから、適切な除去処分方法による石綿除去処分費用を専門業者から徴収し、解体工事に加算して補償額を算定する場合

表 6-37

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
曳家等 図面等・算定の見積	棟	—	主任技師	0.14	—	0.43	0.57人	
			技師 A	0.14	0.91	0.14	1.19人	
特殊なプレハブ造等 図面等・算定の見積	棟	二	主任技師	0.14	—	0.43	0.57人	
			技師 A	0.14	0.91	0.14	1.19人	
建築仕上塗材 石綿分析調査費用の見積	敷地	—	主任技師	0.14	—	0.43	0.57人	
			技師 A	0.14	0.91	0.14	1.19人	
建築仕上塗材 石綿除去処分費用の見積	敷地	—	主任技師	0.14	—	0.43	0.57人	
			技師 A	0.14	0.91	0.14	1.19人	

注1 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注2 本表歩掛は、石綿分析機関の分析調査費用を含んでいない。

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
曳家等 図面等・算定の見積	棟	—	主任技師	0.14	—	0.43	0.57人	
			技師 A	0.14	0.91	0.14	1.19人	
建築仕上塗材 石綿分析調査費用の見積	敷地	—	主任技師	0.14	—	0.43	0.57人	
			技師 A	0.14	0.91	0.14	1.19人	
建築仕上塗材 石綿除去処分費用の見積	敷地	—	主任技師	0.14	—	0.43	0.57人	
			技師 A	0.14	0.91	0.14	1.19人	

注1 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注2 本表歩掛は、石綿分析機関の分析調査費用を含んでいない。

**第12 補償説明**

補償説明とは、公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う用地取得又は建物等の移転等の対象となる権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む）の方法及び建物等の補償方針及び補償額の算定内容の説明を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-1及び12-2の区分によるものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

表12-1

区 分	判 断 基 準
補償説明等A	用地調査等業務共通仕様書第123条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。又はこれに準ずると認められるもの。
補償説明等B	補償説明等A以外のもの。 ただし、表12-2の判断基準により区分を行うものとする。

表12-2

区 分	判 断 基 準
補償説明等 B-イ	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの、 ただし、この場合の権利者数は1名とする。
補償説明等 B-ロ	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。
補償説明等 B-ハ	(1) 土地、建物を所有している補償に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む）に供している借家人に係るもの。
補償説明等 B-ニ	(1) 土地、建物を所有し、営業を行っている（住居併用を含む）補償に係るもの。

注 補償説明等Bに係る直接人件費の積算にあたっては、表12-2による区分ごとの補正率は、表12-3により行うものとする。

表12-3

区 分	B-イ	B-ロ	B-ハ	B-ニ
補正率	0.50	0.80	1.00	1.30

**第12 補償説明**

補償説明とは、公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う用地取得又は建物等の移転等の対象となる権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む）の方法及び建物等の補償方針及び補償額の算定内容の説明を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-1及び12-2の区分によるものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

表12-1

区 分	判 断 基 準
補償説明等A	用地調査等業務共通仕様書第122条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。又はこれに準ずると認められるもの。
補償説明等B	補償説明等A以外のもの。 ただし、表12-2の判断基準により区分を行うものとする。

表12-2

区 分	判 断 基 準
補償説明等 B-イ	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの、 ただし、この場合の権利者数は1名とする。
補償説明等 B-ロ	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。
補償説明等 B-ハ	(1) 土地、建物を所有している補償に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む）に供している借家人に係るもの。
補償説明等 B-ニ	(1) 土地、建物を所有し、営業を行っている（住居併用を含む）補償に係るもの。

注 補償説明等Bに係る直接人件費の積算にあたっては、表12-2による区分ごとの補正率は、表12-3により行うものとする。

表12-3

区 分	B-イ	B-ロ	B-ハ	B-ニ
補正率	0.50	0.80	1.00	1.30

別表1

設計数量表示単位一覧表(1)

区分	種別	細別	単位	数値	備考
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。
	作業計画の策定		業務	1	
権利調査(墓地管理者等調査)			使用者	1	
建物の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設備	1	
	生産設備	見積	台	1	
	附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1	
	独立工作物		箇所	1	
	<u>独立工作物</u>	<u>見積</u>	<u>箇所</u>	<u>1</u>	
	立竹木		m <sup>2</sup>	100	数量が1000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を10 m <sup>2</sup> とする。
	庭園		箇所	1	
	墳墓等		m <sup>2</sup>	1	
建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1		
照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定		案	1	
	照応建物の設計案の作成		案	1	

別表1

設計数量表示単位一覧表(1)

区分	種別	細別	単位	数値	備考
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。
	作業計画の策定		業務	1	
権利調査(墓地管理者等調査)			使用者	1	
建物の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設備	1	
	生産設備	見積	台	1	
	附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1	
	独立工作物		箇所	1	
	立竹木		m <sup>2</sup>	100	数量が1000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を10 m <sup>2</sup> とする。
	庭園		箇所	1	
	墳墓等		m <sup>2</sup>	1	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1	
照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定		案	1	
	照応建物の設計案の作成		案	1	

営業 その 他の 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		営業 その 他の 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1			現地踏査		業務	1	
	営業		事業所	1			営業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレブリース	事業所	1			仮営業所設置	プレブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1				賃貸物件	事業所	1	
	居住者		世帯	1			居住者		世帯	1	
	動産	一般住家、農家 住宅	戸	1			動産	一般住家、農家 住宅	戸	1	
		店舗	店舗	1				店舗	店舗	1	
		事業所、工場、 倉庫	事業所	1				事業所、工場、 倉庫	事業所	1	
	その他通損	仮住居、借家人	世帯	1			その他通損	仮住居、借家人	世帯	1	
移転雑費		所有者	1		移転雑費	所有者		1			
その他	仮住居有	世帯	1		その他	仮住居有	世帯	1			
	仮住居無	世帯	1			仮住居無	世帯	1			
予 備 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		予 備 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1			現地踏査		業務	1	
	関係資料収集		権利者	1			関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1			企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		事業所	1			敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調 査		回	1			駐車場等の使用実態追加調 査		回	1	
	建物調査		棟	1			建物調査		棟	1	
	機械設備等調査		事業所	1			機械設備等調査		事業所	1	
	移転計画案の作成		事業所	1			移転計画案の作成		事業所	1	
移 転 工 法 案 の 検 討	打合せ協議	中間打合せ	回	1		移 転 工 法 案 の 検 討	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1			現地踏査		業務	1	
	関係資料収集		権利者	1			関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1			企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		事業所	1			敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調 査		回	1			駐車場等の使用実態追加調 査		回	1	
	移転工法案の作成		事業所	1			移転工法案の作成		事業所	1	
	照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚	1			照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚	1	
	機械設備設計		事業所	1			機械設備設計		事業所	1	
	機械設備設計	見積	台	1			機械設備設計	見積	台	1	

事業認定申請図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1		事業認定申請図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1			現地踏査		業務	1	
	現地調査等		業務	1			現地調査等		業務	1	
	資料の収集及び作成		業務	1			資料の収集及び作成		業務	1	
	調書等の作成		業務	1			調書等の作成		業務	1	
	添付図面の作成		種類	1			添付図面の作成		種類	1	
裁決申請図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1		裁決申請図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1			現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1				物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1			資料の整理・検討		件	1	
	裁決申請書（案）等の作成		件	1			裁決申請書（案）等の作成		件	1	
	図面の作成	起業地表示図等	件	1			図面の作成	起業地表示図等	件	1	
		土地調書添付図面	筆	1				土地調書添付図面	筆	1	
その他参考図書の作成		件	1		その他参考図書の作成		件	1			
明渡裁決申立図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1		明渡裁決申立図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1			現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1				物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1			資料の整理・検討		件	1	
	明渡裁決申請立書（案）等の作成	物件有	件	1			明渡裁決申請立書（案）等の作成	物件有	件	1	
		物件無	件	1				物件無	件	1	
	図面の作成		件	1			図面の作成		件	1	
その他参考図書の作成		件	1		その他参考図書の作成		件	1			
再算定業務	打合せ協議	中間打合せ	回	1		再算定業務	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		権利者	1			現地踏査		権利者	1	
	営業（再調査・再算定）		事業所	1			営業（再調査・再算定）		事業所	1	
	仮営業所設置（再調査・再算定）	プレハブリース	事業所	1			仮営業所設置（再調査・再算定）	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1				賃貸物件	事業所	1	
説償	打合せ協議	中間打合せ	回	1		説償	打合せ協議	中間打合せ	回	1	

	現地調査		業務	1	
	現況ヒアリング	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	説明資料等の作成	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	補償説明	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1
消費税等調査		営業調査有	事業者	1	
		営業調査無	事業者	1	

	現地調査		業務	1	
	現況ヒアリング	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	説明資料等の作成	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	補償説明	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1
消費税等調査		営業調査有	事業者	1	
		営業調査無	事業者	1	

<p>附 則 (施行期日) この積算基準は、平成25年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この用地積算基準は、平成27年5月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この用地積算基準は、平成27年10月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この用地積算基準は、平成28年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この用地積算基準は、平成29年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この用地積算基準は、平成30年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この用地積算基準は、令和元年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この用地積算基準は、令和2年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この用地積算基準は、令和3年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p>	<p>附 則 (施行期日) この積算基準は、平成25年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この用地積算基準は、平成27年5月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この用地積算基準は、平成27年10月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この用地積算基準は、平成28年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この用地積算基準は、平成29年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この用地積算基準は、平成30年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この用地積算基準は、令和元年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この用地積算基準は、令和2年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p>
--	---